

別 表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 市発注契約に係る一般競争入札および指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札および見積合わせ前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
(過失による粗雑な契約の履行) 2 市発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） 3 北海道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）で、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内 当該認定をした日から 2月以上4月以内
(契約違反) 4 第2項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内

6 一般契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ，または損害を与えた場合において，当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 4 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)	
7 市発注契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 4 月以内
8 一般契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において，当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 2 月以内
(贈 賄)	
9 有資格業者である個人，有資格業者の役員またはその使用人が，次の(1)または(2)に掲げる職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 本市の職員	
① 代表役員等	8 月以上 2 4 月以内
② 一般役員等	6 月以上 1 8 月以内
③ 使用人	4 月以上 1 2 月以内
(2) (1) 以外の公共機関の職員	
① 代表役員等	6 月以上 1 8 月以内
② 一般役員等	4 月以上 1 2 月以内
③ 使用人	2 月以上 6 月以内
(独占禁止法違反)	

10 次の(1)または(2)に掲げる場合において、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反したと認められるとき。 (1) 本市との契約に当たって (2) (1)以外の業務に当たって (競売入札妨害または談合)	当該認定をした日から 6月以上24月以内 4月以上18月以内
11 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる場合において競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市との契約に当たって ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人 (2) (1)以外の公共機関との契約に当たって ① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人 (建設業法違反行為)	当該認定をした日から 8月以上24月以内 6月以上24月以内 6月以上24月以内 6月以上24月以内 4月以上24月以内 4月以上24月以内 4月以上24月以内
12 北海道内の工事契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正または不誠実な行為)	当該認定をした日から 2月以上9月以内
13 前各項に掲げるもののほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内

14 前各項に掲げるときのほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
15 第9条に基づき、警告または注意した日から1年以内に再度警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
16 前各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年以内（指名停止の期間中を含む。）に第9条に基づく警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内

